

法務委員長秋野公造君解任決議案 趣旨説明

平成 29 年 6 月 7 日

民進党・新緑風会

真山勇一

民進党・新緑風会の真山勇一です。ただいま議題となりました、法務委員長秋野公造君の解任決議案について、提案の趣旨を述べさせていただきます。

まず、決議案を朗読致します。

本院は、法務委員長秋野公造君を委員長の職より解任する。

右、決議する。

私としてはこのような決議案を提出せざるを得ないのは大変残念でなりません。秋野委員長は昨年 9 月に就任以来、その穏やかな人柄と明晰な頭脳をもって法務委員会を円滑かつ公平に運営してこられました。私は法務委員会の野党筆頭理事として、与党筆頭である自民党の西田理事とともに、意見の相違を超え、党派の立場を超えて、望ましい法務行政のために徹底した充実審議を目指し、実現してきたものと自負しています。こうしたことができたのも、日頃からキメ細かい心配りを欠かさない秋野委員長のご配慮の賜物と感謝して参りました。

しかし、先月 29 日、参議院で「共謀罪」法案が審議入りするや、秋野委員長の態度は一変してしまいました。いったい何があったのでしょうか。私は戸惑うばかりです。

秋野委員長。法務委員会は国民一人ひとりを大事にする、人権に最も密接し

た問題を扱う委員会です。だからこそ、委員会運営については与野党の理事が全会一致で合意することが大前提とされてきたのは、委員長も勿論、ご承知のことと思います。実際、私達、法務委員会のメンバーはそうやって委員会を運営してきたではありませんか。新しい犯罪を創り出し、無実の人にまで刑事罰を課す恐れがある法案であるならば、なおさら慎重な上にも慎重に全ての会派が一致をもって審議を進めるべきでしょう。にもかかわらず、秋野委員長は先月 30 日の法務委員会の開催にあたり、「共謀罪」について全ての審議日程に、法務省林真琴刑事局長が常に、政府参考人として登録され答弁をするという「包括議決」を強行的に採決してしまったのです。

これは憲政史上、例を見ない暴挙です。この決定は参議院規則に違反するものです。その根拠を申し上げます。参議院規則第 42 条の 2 には「政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う」と書かれています。質問者は官僚ではなく、大臣、副大臣、政務官に対して質疑することが大原則です。そして、第 42 条の 3 には、「行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く」と明記されています。仮に政府参考人の出席を求めるにしても、それが許されるのは「細目的又は技術的事項」についてのみであり、法案提出の理由や法案の意義などを官僚が答弁するのは、明白な越権行為ではないでしょうか。

そもそも、憲法第 63 条には「答弁や説明のために国務大臣の出席が求められたならば、必ず出席しなければならない」という義務が明記されています。憲法が採用する議院内閣制の下では、内閣の構成員である国務大臣が提出法案について国会で説明することは当然の職務であり、義務です。また、平成 11 年の国会審議活性化法で政府委員制度が廃止されたのは、直接国民に対して責任を

負うべき国務大臣と議員との政策的な議論を主とするためであり、国会審議の形骸化を防ぐためです。こうしたことを考えるにつけ、「共謀罪」法案の中身について答弁し、説明すべきは林刑事局長ではなく、金田法務大臣でなければならぬのは当然のことです。

にもかかわらず、林刑事局長は政府参考人として常時出席するよう強行的に登録されました。そして、金田法務大臣が挙手をし、答弁しようとしているのに、あろうことか安倍総理大臣と森山副大臣が金田大臣を両側から押さえてまで、林刑事局長に答弁させるという姿がテレビで繰り返し放映された場面はまだ目新しく、多くの国民の皆さんの失笑を買う事態を招いたのではないかと思います。このようなことが秋野委員長の本意であったとは私には信じられません。しかし、こうして厳正であるべき参議院法務委員会の審議が、委員長の強行的な運営によって本来あるべき姿からかけ離れてしまったことは紛れもない事実なのです。

もちろん、私達も林刑事局長に質問すべき細目的、技術的事項があれば、きちんと林刑事局長の出席を求め、答弁を要求しています。先月、民法改正案の審議の最終盤では私達の会派の小川敏夫議員は法務省の小川民事局長の出席を求めた上で、細目的、技術的事項を含む多岐にわたる質問を連続 2 時間半にわたって徹底的に小川局長に対して行いました。私達は林刑事局長にも同様に、質問すべき事柄があればその都度、政府参考人として出席を求め、きちんと答弁を求めるつもりです。しかし、その必要があるかどうかは質問者が考え、要求することであり、委員長ではありません。「共謀罪」の第一回目の審議が始まる前に、なぜ、林刑事局長の常時登録が必要だと判断できるのでしょうか。秋野委員長は医師でもあります。ある日、委員会が始まる前のひととき、こんな場面があったのを覚えています。腰痛や高血圧など、国会議員ならありがちな

悩みの話になった時、委員長はおだやかな表情でとてもわかりやすく明快に的確な治療法や対応策を話して下さいました。この時以来、実のところ、私は、秋野委員長は名医だと思っています。しかし、委員長、よくお考え下さい。「共謀罪」法案の最初の委員会審議の冒頭で政府参考人の常時登録の議決をしたことは、あたかも診察もせずに処方箋を出すようなものではないでしょうか。委員長、こんな藪医者みたいなことをやってはいけません。

私達は再三にわたってこの「包括議決」を撤回していただきたいと秋野委員長に申し入れしてきましたが、受け入れられることはありませんでした。徹底審議を行うこと、これが会期末を控えた今、私達がやらなければいけないことです。委員長、いったい何があったのでしょうか。もし仮に、秋野委員長ですら政権の意向を付度せざるを得ないような圧力が働いているのだとしたら、日本国民としてはこれほど腹立たしく、悲しいことはありません。

参議院における「共謀罪」の審議をめぐっては論点がようやく明確になってきているのに、政権側の横暴さはむしろ加速し始めています。安倍総理はラジオ番組で、国会における私達の法案審議について、「不安を広げる議論を延々している」などと、まるで言いがかりのような許しがたい発言をしました。そんなことはありません。逆に今回の法案には一般の方々が不安に思われても仕方ないような条文が多々あるからこそ、それらをひとつひとつ問い質しているのです。法案の中身について広く国民に知ってもらい、国民の理解を深めていくことが国会の役割であり、それに応じるのが内閣の義務、安倍総理の務めではないでしょうか。大切な議論を小馬鹿にするような総理の言葉は、国会軽視、いや、国会無視も甚だしいことです。人々が不安にならざるを得ない欠陥法案を出したのは安倍内閣ではないですか。たとえ、野党がこれを求めなくても、法案に対する疑問や懸念を明快な言葉で解消していくのは安倍政権の義務では

ありませんか。議論を求めている野党が悪いなどという「印象操作」は、国会議員の質問権を妨害する大変な弾圧行為です。

疑念や懸念を抱いているのは日本国民だけではありません。国連特別報告者のカンナタチ氏は重大な疑念と懸念を公開の場で提起しています。政府は TOC 条約締結を「共謀罪」法案の立法事実に掲げています。国連の権威を利用して法案の成立を図るのであれば、国連の場でこの法案に疑念や懸念が持ち上がったならば、まず、誠実かつ丁寧に説明してこれを解消すべきでしょう。政府は、法案への懸念を表明したカンナタチ氏に対して回答すると委員会でも明言しています。それならば、その期限を明確にすること、そして、その回答の内容を精査しない段階での採決は行わないことというのは、「当たり前」の話ではないでしょうか。こうした「当たり前」のことを私達野党は再三にわたって求めてきましたが、今にいたるも誠実な答えは何ひとついただけていません。

私達はこの「共謀罪」法案の徹底的な審議を求めています。衆議院では 30 時間の審議時間でしたが、「良識の府」たる参議院では 30 時間をはるかに超えた審議でも良いくらいだと、私、真山勇一個人としては考えています。この法案は憲法第 19 条に規定する「思想・良心の自由」、つまり「内心の自由」を侵害する、違憲・無効の疑いが濃い大変重要な法案です。ですから、通り一遍の審議で成立させてしまっては国民の皆さんに対して私達は申し訳が立ちません。政府・与党もこの法案が合憲で安全なものとの自信があるなら、どうぞ徹底した審議に応じてください。そして、これだけ重要な法案であるからこそ、その審議は議会のルールに則り、賛成派も反対派も納得できる形で慎重に行うことが大原則ではないでしょうか。しかし、秋野委員長は初回の委員会審議の冒頭で「包括議決」をやってしまい、昨日 6 日の委員会をも職権で強行に開催しようとした。このところの世論調査では「共謀罪」に対する反対が賛成を上

回りつつあり、八割近い方が「政府の説明は不十分」と言っているのです。また、森友学園疑惑、加計学園疑惑の問題については国民の不信と不満が広がり、こちらでも国民の七割以上の方が「政府の説明は十分ではない」と言っています。それなのに、とにもかくにも強引に委員会を開催してしまい、政府・与党が勝手に決めた審議時間が消化できたからといって、「ハイ、これでオシマイ」とばかりに国会を閉会するつもりなのではないでしょうか。そんな国民軽視、国会無視の姿勢は許しがたいことです。

こうしたことがまかり通ってしまうのは、安倍政権はやはり常軌を逸しているとしかいいようがありません。そして、そんな政権の手先となり、言いなりになってしまったかのような秋野委員長に私達は失望し、忸怩たる思いでこの解任決議案を提出しました。与党、特に公明党の皆さんのなかには日本の立憲主義、民主主義の未来を憂える方も数多くおられることと承知しています。はたして国会は、とりわけ「良識の府」たる参議院の在り方はこれでいいのかと、今一度、ご再考の上、この解任決議案への賛否をお決めになりますようお願い申し上げます。ありがとうございました。